平成25年度 山梨県森林審議会(第1回) 会議録

- 1 日時:平成25年10月28日(月)午後1時00分~午後3時00分
- 2 場 所: 恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者(敬称略)
- (委員) 風間 ふたば、嶋 光雄、相馬 保政、辻 一幸、戸栗 敏、土橋 金六、藤原 俊男、山瀬 俊彦、山村 元子、若尾 直子、若林 一明 以上11名
- (事務局) 長江林務長、石原森林環境部次長、佐野森林環境部技監、江里口森林整備課長、笹本森林環境総務課企画調整主幹、上島みどり自然課長、田邊林業振興課長、島田県有林課長、小林治山林道課長、中田中北林務環境事務所長、大芝峡東林務環境事務所長、中山峡南林務環境事務所長、桑原富士・東部林務環境事務所次長、岡部森林総合研究所長、森林整備課課長補佐、森林整備課森林計画担当(2名)、森林整備課森林育成・保護担当(1名)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 審議会委員任命書交付
- (3) 林務長あいさつ
- (4) 職員紹介
- (5) 議事録署名委員の選出
- (6) 会長あいさつ
- (7) 議事
- (8) 閉会
- 5 議事に付した案件
- (1) 諮問事項
 - ・山梨東部地域森林計画の樹立について
 - ・富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について
- (2) 説明事項
 - ・特定間伐等の促進に関する基本方針(案)について
- (3) その他

6 議事の概要

司会:

審議会に先立ちまして、新たに森林審議会委員への就任をお願いしました、山梨県恩賜林保護 組合連合会理事長 相馬保政様に林務長より任命書を交付させていただきます。

相馬様、その場でお立ち頂き、お受け取りください。

林務長:

(相馬委員に任命書を交付)

司会:

それでは、ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

最初に、本日の森林審議会の成立についてでありますが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名です。本日は、そのうち11名の御出席をいただいており、過半数に達していますので、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してあります。

続きまして、本日の配布資料の確認をお願いします。お手元の配付資料一覧に基づきまして、 まず次第、委員名簿、座席表、運営規則、資料1から3についてはホチキス留めとなっておりま す。それと、別のファイルに綴じてある地域森林計画のファイルがお手元にあるかと思います。

配付資料一覧には記載がありませんが、「やまなしの森林」というリーフレット、「山梨森林・ 林業再生ビジョン」について配布しています。御確認お願いします。

それでは、次第に従いまして、長江林務長があいさつを申し上げます。

林務長:

(あいさつ)

司会:

本日は平成25年度の第1回目の森林審議会となるため、出席している県職員を紹介いたします。 (所属長以上紹介)

では、議事に移らせて頂きます。運営規則第3条により議長は会長があたることとなっております。辻会長に議長をお願いします。

辻会長、よろしくお願いいたします。また、一言御挨拶をお願いいたします。

会長:

(あいさつ)

司会:

辻会長、議事の方をよろしくお願いいたします。

議長:

運営規則第7条により本日の議事録署名委員を指名することになっています。いかがいたしましょうか。

委員:

(議長一任)

議長:

それでは、議長に一任ということで、土橋委員と若尾委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員:

(異議なし)

議長:

それでは、知事から諮問がありました、第1号議案、山梨東部地域森林計画の樹立について、 第2号議案、富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更についてそれぞれ関連がありますの で一括して議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

森林整備課長:

(「山梨東部地域森林計画の樹立について」、「富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更 について」説明)

議長:

事務局の説明が終わりました。第1号議案、第2号議案を一括して検討したいと思います。 御質問、御意見等ありましたらお願いします。

基本的なことをお伺いしたいのですが、森林が多い山梨県ですが、所有者が不明な箇所がどの くらいあるのか、それは全くないのか、そのあたりのことを教えて下さい。

森林整備課長:

所有者が不明なことは基本的にはありません。ただ、相続登記がなされていないなどで、おじいさんの名前のまま変更されていないということで、そういう意味で所有者が分からないということは多々あると思いますが、基本的に所有者が分からない、いないという森林というのはありません。

委員:

ありがとうございます。では、決定権がある所有者と連絡が取れないような私有林に対する計画の決定についてはどのようにされるのか、また、今後どのようにして全体の森林計画に取り込んでいくのか展望がありましたら教えて下さい。

森林整備課長:

この森林計画の策定については県民の方の意見を聞く場を設けたいと思っております。

実際にできた計画については市町村の広報等を通じて周知を図りたいと思いますが、一番は森 林組合等を通じて地域の森林所有者の方に周知を図っていきたいと思っております。

委員:

マツクイムシ被害について、H24 年度に急激に拡がっているということで、これは全県的な傾向なのか。それとも、この地域だけのことなのか。

森林整備課長:

マツクイムシ被害につきましては年度別にかなりバラツキがありますが、昨年度については富士北麓地域でかなり目立ってきたということがありまして、防除対策については今年度重点的に取組を進めているところです。

委員:

富士山の世界遺産のために富士北麓地域は力を入れてやられていると思うが、他の地域はあまりやらなかったということですか。

森林整備課長:

決してやらないということではなくて、全ての地域において被害が出れば対処していくことを 徹底させて頂いています。ただ、昨年度については富士北麓において目立つところがあったので 防除について積極的にやらせて頂いたということです。今年度については国中地域でもかなり赤 くなっている森林もございますので、そのあたりの対策については市町村と連携をとって対応を 急ぐように協議しているところです。

今のことに関連して、マツクイムシやシカの被害状況について県全体と該当地域との関係性が バラバラですが、これは自然災害だけれども並行ではないというのは何か理由があるのか、とい うことと、こういう場合はもしかしたらグラフにするとすごく分かりやすいと思うのですが、い かがでしょうか。

森林整備課長:

それぞれ自然のものですから、気象条件等で変わってくると思います。計画を立てるにあたって表を使うだけではなく、グラフを使って推移を見た中で対応した方がよいということについては、確かにその方がはっきり分かりますので、計画策定にあたっては過去何年かの推移を見ながら、それと全県との比較をしながら計画の中で示していければ良いと思います。

委員:

自然環境とかで変わるのであれば全県であっても、全国であっても同じような傾向があるのではないかなと思うのですが、それぞれの推移と該当地域の推移が違っているということは何らかの影響があるのではないかと思うので、その辺が分かるようであれば対策に反映されると良いのではと思いました。

森林整備課長:

自然的な条件と、もう1つは森林の状況というか、樹種の違い、当然マツクイムシについては アカマツがないところでは被害が減っている、というか出てこない。シカについては最近いろい ろな樹種を食べるようになってきているが、広葉樹などが食害にあいやすいなどがありますので、 自然環境と合わせて検討していきたいと思います。

委員:

マツクイムシ被害に関して、昨年後半あたりから話題になっているが、富士山もありますが、 山梨県の中で自然環境に占めるアカマツというのは大きな意味合いがある、非常に困ったな、と いう話し合いをしてきた。

森林組合自体が財政的にも儲かっている、利益が上がっているというところにないわけで11 の森林組合のほとんどが青息吐息の状態である。

その中で森林組合の役員のほとんどが無報酬の形でやっているのだが、全国の森林組合の勉強会で山梨県のそんな状況の話をしたところ、そんな人たちは経営者じゃありません、と言われました。確かにその通りで組合長などは形の上では経営者ですが、実際は専務とか参事、課長に任せていて、たまに相談を受けているのが現状です。

アカマツの状態を見て、富士山が世界遺産に登録されてきた中で何を日本人はしているのか、 という反省が出てきている。

何年か前に空中散布をしていたが、いろいろと苦情もあり、取りやめている。庭木のマツに関しては何とかしてくれということで、樹幹注入をしているが、これが高い。何かアカマツが枯れない方法を森総研あたりで、安くて簡単な方法を研究してくれないか。

○○委員の発言に 1 つ付け加えさせてもらいたいのですが、マツクイムシ被害については非常に長いものであり、県当局としても非常に努力はしていると思うが、その辺の見通しはどうですか。

もう山は越えているとか、まだまだこれからも被害が大きくなっていく見通しの方が大きいの かも含めて、お願いします。

森林整備課長:

アカマツについては山梨県を代表する樹種です。特に富士北麓や昇仙峡とかはアカマツが山の代表的な樹木になっています。将来の見込みを含めてということで、なかなか判断は難しいのですが、今年度はかなり高温小雨であったなかでかなり被害が出ていると報告を聞いていますので、まだまだ峠は越していないのではないかと思っています。マツクイムシ被害をそのまま放っておいて、どんどん被害が拡がっていくと、本当に守りたいマツが枯れてしまうということがあるので、市町村と一緒に対応させて頂いて、全滅はできないかもしれないが、集中的に防除していきたいと思っております。空中散布についてもそれなりの効果はあると思いますが、やはり水源地とかがある中で住民の方々の懸念もあるので、今は行っておりません。防除的なことでアンプル剤を注入する樹幹注入というものをやっておりますが、大変高価であるため、面的な広がりのあるアカマツを保護するということは難しいと思います。抵抗性のアカマツの苗木も出てきてはいるが、今あるマツをどうするかということに関しては、有効な手段はない状況であり、被害については徹底防除していく方向で頑張っていきたいと思っています。

委員:

この計画は東部地域ということで、特に大月は9割近くを森林が占めておりますが、多くがガケ山ということで林業は非常に厳しい地域であります。北部の小金沢土室山恩賜県有財産というものがありまして、終戦後にほとんど全伐に近い状態であったが、非常に急斜面なものですから、一旦伐りますと再興できないのが現状ではないかと思っております。

非常に林業が厳しいところで、都留市や富士吉田市など、同じ郡内地域であっても林業環境は 違うが、計画量等はそれらを踏まえて出した数字かどうか。おたずねしたい。

森林整備課長:

地域森林計画につきましては、積み上げで出した数字ではなく、全国森林計画とか今までの実行量、県の施策的な方向を含めて出した数字です。いわゆる昔の吉田林務管内、大月林務管内ではかなり森林の状況は違うと思いますので、計画においてはその両面を見た中で考えていきたいと思います。方向性という意味で富士北麓と大月地域では考え方を変えないといけないと思っています。

委員:

急斜面では木材の搬出も植林も容易ではない、木も育たない、その代わり成木になると目の詰まって良い木になるが、植林をしても昔から生えている雑木に食われてしまう。相当の労力と資

金をつぎ込まないとスギ・ヒノキの山にはならない。昨今は混交林という施策で雑木も造林しているということを聞いていますが、そうではなくて、雑木のぼう芽を利用して元の原生林に戻すべきではないかなと思うのです。岩盤のところは伐っていないため非常にすばらしい原生林となっている。そういう造林の仕方も考えていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

森林整備課長:

県有林につきましては小班単位で管理していますので、今後どのように管理していくかは出ているということになります。今までみたいに一律皆伐をしたらスギ・ヒノキを植えます、というだけでなく、間伐をして光を入れることによって広葉樹を育てる、育たないような場所については植栽もし、針広混交林にしていくというような考え方でも施業をしていく予定ですし、道から遠い場所についてはその様な間伐をして針広混交林に持っていく、里山に近くスギ・ヒノキの優良地であれば木材としての価値を高めていきたいと思っております。その場所場所で造林の方法について検討する必要があると思いますし、そういった内容の計画書になると考えています。

委員:

もう1点、民有林は小規模でここ30年くらい手が入っていないということで、以前から補助金をもらっていますが、昔は養蚕が多く、桑の木を山の高いところまで植えていた。その後養蚕が衰退し、そこにスギ・ヒノキを個人的に植えてきた。木材価格の低迷等で手が入らなくなり、伐期もきているが、根本から枝が出ているような状態で売り物にならない。そういう現状があり、そこへ来て花粉などで騒がれ迷惑を被っているということでなかなか手が入らない。最近はこの地域の県有林のササが全滅したが、それもあってか民有林の方へシカやクマが降りてきており、被害が出ている。県有林の中ではクマの被害を防止するためいろいろとやってくれているが、小規模な個人の民有林に入ってきた。車でシカに衝突してシカは事故死、車も30万の修理費用がかかったというような状況の中で、鳥獣害対策も何とか考えて頂きたいと思っていますがいかがでしょうか。

森林整備課長:

県有林の下流の民有林が放置され、森林が持っている公益的な機能が衰えては困るということで、昨年度から森林環境税を森林の整備に充てることにしました。なかなか所有者の方々に負担をして頂いて整備するというのが進まないなかで、森林環境税を使って所有者負担無しで森林整備ができるような仕組みをつくっております。森林組合さんの方で一生懸命広報させて頂いたりして、例えば里山近くの民有林の整備を行っているところですので、これからも所有者の方々に周知をさせて頂いて森林整備を進めていくようにしたいと思っています。

昔の桑畑や、畑に植栽をしてその木がかなり大きくなっているというところはかなり多くあると認識しております。ただ、そこが農地になっているということで、農地法の手続きをとらないと森林としての整備ができない、我々としては手を入れたいが、そこの手続きについて、農政部とも話をさせて頂いて、実際に森林となっていますので、手続きを踏んだ中で例えば森林環境税を活用した森林整備をさせて頂きたいと思っています。いずれにしても森林所有者の方に御理解頂けるようもっと努力しなくてはならないと思っています。

今、回答頂きましたが、私もそのことを言おうと思っていて、地目が畑になっているものですから、それを戻さないと実行できないという弊害がありまして、大方の所有者は時間もかかりできないということですが、この辺を何とか考慮してもらえないかということもあります。

委員:

少し戻ってしまいますが、シカやマツクイムシ被害について、データをもう少ししっかり出して頂きたい。流域別に、棒グラフではなくてマップで出して頂きたい。そうすると数字では抽象的で分からないので、マップだとこんな状況になっていると、分かりやすいと思うのですがどうでしょうか。

森林整備課長:

確かに、数字が出ているだけでは分かりにくいと言うこともありますので、そこら辺は研究させて頂きたいと思います。計画の中でどういう形で出せるのか、検討したいと思います。例えば、昇仙峡地域とか、富士北麓地域とか、どうしても守らなくては駄目だという地域についてはある程度データ的に出せるかと思いますが、全体でどういう資料ができるかは検討させて頂きたいと思います。

委員:

わかりました。衛星画像などを見て頂ければかなり詳細なデータが得られるのではないか、環境研あたりでデータを持っているのではないかと思うので。

森林整備課:

衛星画像で被害が出ているかを判断するのは難しい部分もあるかと思いますが、まずはアカマツ林がどこにあるのか、多い地域と少ない地域があるので、そこのマップは出せるのではないかとは思っています。その中で被害地域がどういうことになるかということは担当と検討させて頂きたいと思います。

委員:

マツクイムシに関しては面積では正しいことが分かりません。国全体では材積で統計が取られています。マツクイムシ被害が発生したからと言って、この面積の山が無くなるわけではありません。この範囲で、微害もあれば中害、激害もあるということで、ポツポツとある程度か、2、3割被害があるところもあるかと思います。面積は被害が発生している区域ですから、例えば平成22年と21年の面積は多分重複していると思います。だから、被害の程度は基本的にはどれだけ枯れたかを示す材積でとれば、激しくなっているのか、同じレベルで来ているのかなど分かると思います。大きな流れで言えば昭和50~60年代に比べれば全体の量としては減ってきているのかなと思います。

シカの被害についても同様で、この面積においてシカの被害が認められてというもので、被害

の実態は数字だけではつかめないと思います。全体としてはシカは増えていると思います。ツキ ノワグマも皮剥被害は増えていると思います。

森林整備課長:

確かに、実態を把握するためには立方(材積)で、我々も被害材積で林野庁に報告させて頂いていますので、被害量について、グラフか、地図上なのか、少し工夫をさせて頂いた中で被害対策を講じたいというような整理をさせて頂きたいと思います。

委員:

もう一度確認させて頂きたいと思ったのですが、今日の議題は計画の内容について、これから作っていく大筋のことで意見があれば、ということだったと思うので、計画を立てていく上でこんな風にして頂ければありがたいなと思ったことをお話しさせて頂きたいと思います。

過去の計画とこれから立てたいという計画のどこがつながるのか、過去の計画の中でうまくいかなかったことに対して、これをどのように変えていくというのがあれば、強調して頂ければ我々も意見を言いやすいのかなと思います。もう1つは前回と比べて今回この地域が大きく違うのは富士山の世界遺産登録があり、時代時代に応じて変わっていくことがあると思うので、新しい計画の中にどういう気持ちを込めて加えていくかといったところが分かると、この地域独特の事柄を考えてのことだと分かるのではないかなと思いますので、是非そういった書き方にしてもらえたらありがたいと思います。

森林整備課長:

富士山の位置づけが変わったことなどを踏まえてどういう森づくりをしていくかということで、 我々が考えているのは景観の保持をしていくのに一番の要素であるアカマツをどうやって守って いくかについては、今度の計画のなかで今までと違う形で守っていきたいと出す必要があると考 えています。富士北麓だけでなく、大月方面については違った森林としての管理をどのようにし ていけばよいかというようなものを出せればと思っております。

委員:

荒廃森林の状況とあるのですが、何をもって荒廃とするかは今回出すときに書いた方が良いのではないかと思います。

もう一点、全国森林計画では間伐材積というものが出ていますが、これには切捨間伐と搬出間 伐と両方あると思います。切捨間伐には補助金が出にくいというような状況の中で、どのように 達成していくのかをお聞かせ願いたいと思います。

森林整備課長:

荒廃林については人工林で木が密集している割合が高いところ、Ryとも言いますけれど、これを分かりやすいような表現を使っていきたいと思います。

間伐材積について、まだ利用間伐は2割程度でありますが、間伐の面積も併用して記載していこうと思っています。

議長:

これから、より具体的に中身を整理してもらい、次の森林審議会に出して頂きたいと思います。とりあえず、御意見御質問よろしいでしょうか。

私の方から、マツクイムシについて、今一生懸命取り組んでいる姿というのはイタチごっこではないか。マツクイムシの対象地域の樹種をそっくり換えていくようなことに予算投入することは考えられないかと。アカマツの材を出しながら、そこにマツクイムシ被害に遭わないような樹種を植えていくことを考えていくのではないかと思うのです。森林環境税なども間伐のみならず使っていくというような考え方もできるのではないかと思うのですが、県の方でも既に検討課題になっていると思いますが、いかがですか。

森林整備課長:

マツ以外の樹種に換えていくということは樹種転換ということで事業化されています。毎年 20 ~30ha ですけれども、マツ以外の樹種へ転換しており、被害が出る前に伐って利用をしているという対応をさせて頂いております。

森林環境税については荒廃した森林の整備を計画的に実施していくということで、マツクイムシ対策が疎かになっているのではないかと言われるんですけれども、予算的にはかなり潤沢にあるので、それを使って積極的に事業展開していきたいと思っております。

委員:

森林環境税については民有林に使うことを主体としていると聞いているわけですが、非常に使い勝手が悪いと、所有者が簡単に使えるような考え方というのは計画の遂行上必要だと思うわけですが、そういう点でも県民の立場から考えて頂くような形をできたらなと思いますけれども、それも要望だけしておきます。

委員:

森林環境税をどこにどうやって使っているのか、一般の人たちと話をしても答えられないようなことで、県民がお金を出しているわけだから、その使い方を考えてもらいたいと。

マツ枯れの問題としては、峡北地区と富士北麓地区で被害が出ており、標高 1,000mを超してきている。マツクイムシが温度になれてきているのではないか。そこで一気に対策すれば県民ももっと出す気になるのではないかと。

森林経営に大きな問題として、材を集めてもって来るということが困難であり、昔は架線で木を出していたわけだが、基幹林道というものをもっとしっかりさせて欲しい。基幹林道がちゃんとしていれば作業道も作れる。峡南の三石山林道も27年くらいかかっているようでは容易ではない。

森林県と言っても林道がきちんとしていないのではないか。2 t 車くらいで運び出しているわけだから、それは費用もかかる。間伐の利用が進まないこともあるのでないか。この辺のことを県も考えてもらって、(税を)使ってもらえればありがたい。

議長:

それでは意見も出尽くしたようですので、意見、質問を打ち切らせていただいてよろしいでしょうか。

各委員:

(異議なし)

議長:

それでは、今の意見をもとに森林計画案を事務局の方で作って頂いて、広く公告縦覧をして見 直しをして頂きながら、次の審議会に正案を示して頂きたいと思います。

以上で、第1号議案及び第2号議案についての質疑を終わらせて頂きます。

続きまして、説明事項の特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)について、事務局説明 をお願いします。

森林整備課長:

(「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)」について説明)

議長:

事務局の説明が終わりました。この件につきまして質疑を行いたいと思います。御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

委員:

地球温暖化に係る森林整備というのは大きな課題がある訳ですけれども、森林は京都議定書の6%のうちの3.8%を吸収源として大きな役割を担っている。より突っ込んだ内容となって間伐の促進をどんどんしやすくなっていくわけですが、先ほどの切捨間伐の問題等を含めて、これからの基本方針の提示となります。それぞれの自治体もこの方針に沿ってやっていこうと思っています。

森林環境税等も、当然これに入ってくると思いますので、やはり民有林は放置林や不在地主が 多いなど、地元とすればしっかりとした制度の中で取り組んでいけるような体制を要望していこ うと、森林組合の活性化にもつながって行くと思います。

委員:

これについては説明事項であり、審議事項ではないということを理解していますので、勝手に言わせてもらいますが、端的に言いますと、県が策定する間伐等の実施目標、年平均 6,000ha は多すぎると思います。個人的感想です。国が多すぎるので、県にも応分の働きをお願いしたいということだと思いますが。なぜ多すぎるかというと、過去の山梨県の人工林の総面積を計算して、その何割をやるのか、年 6,000ha というと、8年で 48,000ha ということですよね。30年くらい前の山梨県内の造林面積が1年間に2,000haでした。今は多分、何百 ha だと思います。仮に2,000ha だとすると3年分をやるわけです。間伐というと、1 つの山で2、3回やるのがベストで、短く

ても 15 年とか 20 年に 1 回やるのが普通です。これから考えると、これはかなり過剰な面積となっていると。それと、カラマツやアカマツは現場に行ってみると間伐するような山ではないということがあります。ヒノキの場合は混んでいるのでやった方が良いと思いますが。

森林整備課長:

6,000ha は間伐だけではなく、間伐等というのには下刈とか保育的なものも含めての話です。 決して過大な数字だとは考えていません。要はちゃんと手が入っている状態にするというのが、 法律の趣旨だと思いますので、間伐以外の保育も含めた数字を挙げさせて頂いております。 そのあたりの説明が不足しており、申し訳ありませんでした。

委員:

今まさに保育の件で聞こうと思っていたのですが、間伐だけでは山にならない、枝打ちも、ツル切りもしなくてはならない。こういう状況だと思いますので、これを聞いて安心しました。

委員:

成長に優れた苗木というのは、成長のことだけを考えているのではないとは思いますが、例えば土の災害に対して耐えられる力というのは、何の心配もないと考えてよろしいでしょうか。

森林整備課長:

今言われたとおり、例えば花粉が少ない苗木だとか、根がちゃんと張るような苗木、要は健全な森づくりをするために必要な苗木の養成をしていこうことです。成長が良いというのは、地球温暖化対策で言えば若い森林にすることによって二酸化炭素の吸収量を増やしましょう、というのが国の方針の1つで、その時に優良な苗木を植えないと健全な森林にならない、ということで、一番の基本が大事であると。ただ間伐をするだけの計画だったのが、今回苗木の重要性について法律で定められたということです。

委員:

この苗木を検討して作り上げていくのは国ですか、県ですか。

森林整備課長:

間伐等の方が先に国の方で定まったので、先に方針を作っていますが、国が苗木の方の基本方針を定めている途中になっていますので、それが定められた段階で我々としての方針を出していきたいと思っています。

委員:

H25 年度と直近のことですよね。来年度から植えるというわけではないのだと思いますが、次の審議会の時に報告頂ければと思いますが、苗木のこととかも分かる範囲で教えてもらいたいなと思いました。

それから、アカマツの被害と言うこともあるので、そういった被害状況の改善ということと、

今回の新たな措置が良い形でリンクすると効率がよいのではと思いますがいかがでしょうか。

森林整備課長:

苗木の問題もそうですが、新聞報道等でもあるとおり地球温暖化対策自体が、環境省や経産省で整理中であり、今度の COP19 までに決まるかどうか、というような話が出ています。地球温暖化対策そのものが完全な形になっていないという状況ですけれども、森林整備の重要性を鑑みて林野庁が先に出したと、理解して頂ければと思います。苗木について、どういった苗木を指定するかを林野庁の方で検討していると聞いておりますので、我々としてはその内容に整合を図っていきたいと考えております。

委員:

特定間伐の計画を作れば、国からの財政支援が良くなるとかということにはならないでしょうか。

森林整備課長:

国の直接支援事業の補助の対象になります。森林計画制度では所有者が森林経営計画を立てなさいという制度となっており、それが作成されたものに対して国の補助金を出しますと言っていますが、特定間伐については市町村の整備計画で特定間伐の指定を受ければ、補助の対象にするということで、所有者の計画作成の負担が無いということになり、かなりのメリットがあると考えています。

委員:

これからの山の目的は何であるのか、どうも水と空気のためだけにあるのではという気がして しまっている。材木ということ、良い木をつくるにはどうすればよいか、ということが出てこな いものですから、しかし、間伐をしていけば、最終的には良い材木が出るのかなと。山の持ち主 に御理解を願う必要があろうかなと思います。

天然林と人工林について、どこまでが天然林でどこまでが人工林か、個人的にはスギ・ヒノキの山が人工林かなと思っていたのですが、どうも雑木でも植えていけばそれは人工林だと。その辺の言葉の見解をどのようにしたら良いか、ちょっと悩んでいるところであります。

議長:

それでは、意見も出尽くしたようですので、「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)」 について説明に対する質問はこれで打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員:

(異議なし)

議長:

本日の内容につきましては、後日開催される本審議会で報告をして頂けると思います。

最後に、その他について、何かありますでしょうか。

委員:

地元の NPO 団体で森林環境税を使わせて頂いていますが、鳴り物入りで導入された税ですが、 今日も話が出ていましたが、実績についての話が出ていません。もう H24 年度が終わっている訳 ですから、森林整備にどれだけ使われているのか、次の審議会の時にでもまとめて頂けたらと思 います。

議長:

これは森林環境税についてですか。

委員:

そうです。どのくらい進んだか、使ったかということです。

議長:

県民にも公表すべきだと思います。

森林整備課長:

森林環境税つきましては、基金運営委員会という別の場でどういう使い方をしたか、適正に使われたかを一般県民も含めて委員会を開催させて頂いています。過日、報告させて頂きましたが、 次回の審議会の時にその内容について御説明させて頂きたいと思います。

議長:

お願いします。

他に何かありますか。

事務局:

保全部会について、本年、〇〇建設工事にかかる事案について審議事項があります。これについては12月頃を予定していますので、よろしくお願いいたします。

議長:

他にありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、予定されたことについて、全て終了いたしましたので議長の役目を終わらせて頂きます。御協力ありがとうございました。

以上